

DR コンゴ

主要データ

国名〔英名〕	コンゴ民主共和国〔Democratic Republic of the Congo〕
面積(km ²)	2,344,858
海岸線延長(km)	37
人口(百万人)	81.3
人口密度(人/km ²)	34.7
GDP(十億 US\$)	39.82
一人当り GDP(US\$)	489.60
主要鉱産物：鉱石	銅、コバルト、タンタル、タングステン、金
主要鉱産物：地金	銅、コバルト
鉱業管轄官庁	鉱山省
鉱業関連政府機関	鉱業登録所(Mining Registry)
鉱業法	鉱業法(Mining Code(2002))
ロイヤルティ	鉱業法(Mining Code(2002))
外資法	外国投資法(Foreign Investment Code(2002))
環境規制法（環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等）	鉱業権申請時の環境影響評価、環境管理計画の実施・策定義務あり。
鉱業公社	Gecamines、Miba、Sakima、Okimo、Sodimico、Kisenge Manganese
鉱業活動中の民間企業	ENRC 社、MMG Limited、Rio Tinto、Glencore 等
近年の鉱業関連問題（資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資企業との鉱業ライセンスの見直し交渉は、主な鉱山では妥結又は他の企業への譲渡等により問題が解決している。 ・ しかし、2011 年末のカビラ大統領再選後、鉱業税の引上げ及び政府最低権益比率の拡大を目的とした鉱業法改正を検討中である。2013 年、国内での付加価値化を促進するため銅精鉱等の輸出禁止措置が発表され、輸出税も引き上げられて、Gecamines の Albert Yuma CEO が、再び操業鉱山に係る JV 契約の見直しを行うことを明らかにしている。2014 年に入り、Ponyo 首相が鉱業税を引き上げる意向を明らかにしている。しかしその後輸出禁止措置は導入延期が繰り返されている。 ・ 他方、2012 年 8 月、武装集団の資金源を断つことを目的に米 Dodd-Frank 法が施行された。DR コンゴとしても、2013 年 7 月、武装勢力が紛争鉱物から利益を得ることを止めるため新たな鉱物承認プログラムを開始している。また DR コンゴは 2014 年 7 月、採取産業透明性イニシアティブ(EITI) 遵守国に認定されている。 ・ 2016 年 6 月、欧州 3 機関（欧州委員会、欧州議会、欧州理事会）は、紛争鉱物規則策定に関して大筋合意に達した。
2016 年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年 1 月、政府は、国内加工に係る電力不足を理由に、銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出禁止措置の実施を年末まで延期すると発表。 ・ 2016 年 12 月、政府は、Tenke Fungurume 銅鉱山の買収案を認可。

1. 鉱業一般概況

(1) 政治概況

コンゴ民主共和国(以下「DR コンゴ」)は、銅、コバルト、ダイヤモンド等を産出するアフリカ有数の資源国である。

現在の国名となった翌年の1998年に政府と反政府勢力との対立に周辺諸国が介入して紛争が勃発し、300万人以上の一般市民が犠牲となるとともに、多数の難民が発生し世界最貧国となった。2002年に和平合意(プレトリア合意)が結ばれ、2003年6月に暫定政権が発足したものの、武装集団の活動は続き、同国東部地域の情勢が急速に悪化したことから、国連安保理は2003年7月、東部に存在する武装集団への武器禁輸措置等に関する決議を採択した(安保理決議第1493号)。

2006年7月に国民議会選挙が、同年10月に大統領選挙がそれぞれ実施され、ジョセフ・カビラ氏が当選、同年12月に正式に大統領に就任した。しかしカビラ政権の統治は依然として地方には十分に行き届いていない面もあり、選挙結果に不満を持った対抗勢力等と政府との紛争が激化した。2008年11月にオバサンジョ元ナイジェリア大統領の仲裁の下、国際社会の介入や反政府勢力内の内部抗争等を経て、2009年1月の停戦宣言により、内戦は終結した。ただし、その後もDRコンゴ領内でのルワンダ軍によるルワンダ反政府武装集団の掃討作戦が継続する等、この地域の治安情勢は依然として安定していない。こうした中、2011年11月に大統領選があり、暴力行為が見られるなど選挙の有効性が争点となったが、2011年12月最高裁の決定によりジョセフ・カビラ大統領の再選が決定した。Augustin Matata Ponyo 前財務大臣が2012年4月18日付けで首相に任命された。Kabwelulu 鉱山大臣は留任となった。

2014年の事例としては、カタンガ州・ルブンバシ市において、DRコンゴ軍と独立主義武装集団の間で8時間にわたる連続的な銃撃戦が発生し、双方併せて26名が死亡した。独立主義武装集団は同州の独立を要求している。同州での戦闘は珍しいが、暴力行為はときどき確認されており、国連は2013年9月までに暴力行為により約36万人が同州から退去させられた、と推定している。

(2) 鉱業概況

2007年後半まで、DRコンゴの資源ポテンシャルと資源価格の高騰を背景に、中国を含む外資参入により、探鉱開発活動は活発化し、生産も大きく伸びた。しかし2007年から始まった鉱業ライセンスの見直しにより、外資の投資意欲は減退傾向にあると言われてきた。例えば、Kingamyambo Musoni Tailing プロジェクトでは、鉱業権を没収されたFirst Quantum Minerals Ltd. (FQM社、本社：加・バンクーバー)がその正当性をめぐる国際調停の申請中に、DRコンゴ政府がENRC(Eurasian Natural Resources Corporation Plc.、本社：カザフスタン、ロンドン上場)の鉱業権の取得を認めたことから、国際的な司法紛争に発展した。

その後2010~2011年には、多くのライセンス交渉が妥結したことから、徐々に外資のJV参入やカタンガ州での探鉱活動の活発化などの動きも出てきている。例えば、カタンガ州で20以上の探鉱ライセンスを保有しているAnglo Americanは、2012年6月、DRコンゴでの探鉱活動を積極的に推進するため、キンシャサに支店を設置するとともに、カタンガ州Lubumbashiに探鉱事務所を開設したと報道されている。また、Valeは4件の探鉱ライセンスを2010年に取得している。Rio Tinto等も鉄鉱石等のJV探鉱プロジェクトに参画を始めている。

ただし、Kabwelulu 鉱山大臣は、現鉱業法(2002年)の下では鉱業が政府に十分な歳入をもたらしていないことから、鉱業税の引上げ及び鉱業プロジェクトにおける政府の最低権益比率の拡大を目的とした鉱業法の改正を目指しており、またPonyo首相は鉱業税を引き上げる意向を明らかにしている。またGecaminesのAlbert Yuma会長は、再び操業鉱山に係るJV契約の見直しを行うことを明らかにしており、引き続き注視が必要である。

(3) 紛争鉱物関連等

DR コンゴ産の紛争鉱物(タンタル鉱石、錫鉱石、金、タングステン鉱石とこれらの派生物)の利用及び取引は、同国東部における深刻な暴力、特に性的暴行やジェンダーに基づく暴力を伴う紛争や武装集団の活動の資金源となっているとの懸念があった。

2010年7月21日、Dodd-Frank法(米国金融規制改革法、Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010: H.R. 4173)がオバマ大統領の署名により成立した。同法第1502条により、DR コンゴを原産とする「紛争鉱物」の利用及び取引について米国証券取引委員会(SEC)への報告義務が課されることとなった。2011年中の施行を目指していた中、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, SEC)による実施規則の策定が遅延したが、2012年8月に正式に採択された。

2010年11月、OECDにおいても「紛争鉱物のサプライチェーンに関するDue Diligenceガイダンス」が採択された。同ガイダンスは、同月の国連安全保障理事会及び同年12月のICGLR(The International Conference on the Great Lakes Region)サミットにおいてエンドースされた。

2015年4月、EU議会の国際貿易委員会は、紛争鉱物の自己承認システムの義務付け規制法案を可決した。

なおDR コンゴは、2014年7月、採取産業透明性イニシアティブ(EITI) 遵守国に認定された。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 鉱業ライセンスの見直し

2007年5月から、政府は内戦前後の混乱期に締結されたGecamines等国営企業と外国企業との鉱業協定(契約)について、これらの中には合法的でないもの、あるいは休止状態のものも含まれているとし、協定の無効化も含めた整理のための見直しを行っている。

2008年3月に公表された政府の委員会による見直しの結果では、61の既存の契約の見直し(契約の修正、再交渉、場合によっては破棄)が必要と結論付けられ、政府は国内の鉱業が国益にかなうよう効率的な運営と適切なコントロールを行うとした。

2008年以降、こうした既存の鉱業ライセンス契約の見直しによりライセンスの没収などが相次ぎ、各社が交渉を行い、以下のような結果となった。

①First Quantum Mineral (FQM) 社関係

FQM社は、DR コンゴで成功していた数少ない西側企業の一つ。同国における最大の納税者であり、主要雇用主であったと言われていた。自ら3億US\$を投じて開発したFrontier銅・コバルト鉱山(年産銅9.2万t)を操業し、2006年には、Kolweziプロジェクトの廃さい探掘許可所有権(65%)を有するAdastra Minerals(英)の買収に7.5億US\$(権益65%)を投資していた。

・Kolwezi銅・コバルト開発プロジェクト

2009年8月、FQM社が同国Katanga州で開発中であったKolwezi銅・コバルト開発プロジェクト(尾鉱からの銅・コバルト回収)について、同国政府がライセンス契約の解除を通告し、同年9月には、警察が事業所を閉鎖するなどし、鉱業権を剥奪した。FQM社が本件について国際調停を申し出ていたにもかかわらず、2010年8月、DR コンゴ政府はKolwezi銅プロジェクトをENRC社の子会社にライセンスを付与した。

・Frontier銅鉱山及びLonshi銅鉱山

Frontier銅鉱山及びLonshi銅鉱山については、2010年8月、鉱山登記所からFQM社に対して開発ライセンスを無効とする旨の通知が出され、同年9月には、両鉱山の運営を承継するべく、Sodimico社(国営鉱山会社)及びFortune社(香港ベース)のJV会社としてSodifor社が設立された。これらのライセンス承継の有効性をめぐり、国際調停手続きや英国領バージニア諸島でのENRC子会社を相手取った賠償訴訟等が起こったが、2012年1月5日、ENRC社がFQM社に総額12.5億US\$を支払う代わりに、FQM社はKolwezi銅プロジェクトに加えてFrontier銅鉱山及びLonshi銅

鉱山を含む DR コンゴ国内における同社の全てのプロジェクトを ENRC 社に譲渡することで合意した。

② Freeport McMoRan Copper & Gold 社関係

・ Tenke Fungurume 銅鉱山

Freeport McMoRan Copper & Gold 社 (FCX 社、本社：米) 等が開発中であった Tenke 銅鉱山 (年産銅 7 万 t) の鉱業ライセンスについて、FCX 社等から更新申請があったものの、DR コンゴ政府は更新を認めず、2009 年 10 月の更新期限以降も両者間でライセンス交渉が継続していた (交渉中も生産は継続)。更新期限から 1 年後の 2010 年 10 月、FCX 社は、DR コンゴ政府との同鉱山の鉱業ライセンスの更新手続きが完了したと発表した。

最終的には、同国の鉱業法の規定に従い所得税率 30%、ロイヤルティ 2%、輸出税 1% を支払うこととともに、権益保有率の変更として Gecamines (国営鉱業公社) の権益を 17.5% から 20% に、追加のロイヤルティとして銅の確認埋蔵量が 2.5 百万 t を超えた場合には、10 万 t 毎に 120 万 US\$ を支払うこと等が盛り込まれた。

③ その他

上記以外では、Anvil Mining 社 (豪：Dikulushi 鉱山 (銅・銀)、Kulu 廃さい採掘鉱山 (銅)、Kinsevere 鉱山 (銅・コバルト)) などの交渉が 2009 年以降に妥結している。

しかし 2013 年に入り、再び JV 契約の見直しを行う動向が見られる。同年 10 月に Gecamines の Albert Yuma 会長が「現在、操業鉱山に係る JV 契約の見直しを行っており、見直しの結果、Gecamines が不利な内容となっている JV 契約については、JV パートナーに対し改善措置を要求する構えである」と明らかにしている。Gecamines は、深刻な資金不足に陥っており、10 億 US\$ の債務を抱えるほか、旧式機材の入れ替えのために 20 億 US\$、また電力不足による自家発電設備建設費として 7.5 億 US\$ を調達する必要があるとの報道がある。

(2) 鉱業法の見直し

DR コンゴでは、2002 年に施行された現行の鉱業法は同国に十分な歳入をもたらしていない、との考えがある。Kabwelulu 鉱山大臣は「国と国民に利益をもたらす鉱業法がなくてはならない。」とコメントしている。

2012 年 3 月、同大臣は、DR コンゴ政府が、鉱業税の引き上げ及び鉱業プロジェクトにおける政府の最低権益比率の拡大のため、鉱業法を改正する意向であることを明らかにした。

2012 年 7 月、同大臣は鉱業法の改正案に関して発言した。具体的には、銅やコバルト等の金属のロイヤルティ料率の 2% から 5% への引き上げ (同年 11 月、非鉄金属は 2% から 4%、貴金属は 2.5% から 6%、貴石は 4% から 6% にそれぞれ引き上げと修正)、資本利得税 (capital gain tax) の導入、鉱山機械の輸入税の引き上げ、そして鉱業プロジェクトにおける政府の最低権益比率の 5% から 35% への引き上げ等を検討していることを明らかにした。

このような鉱業法改正案に対し、鉱山会社は次の 3 点に関し、修正の申し入れを政府に対し行っている模様と報道された。

＜鉱山会社が修正を求めている点＞

- ① 課税要件を操業開始時のものに固定する安定化条項の期間を 10 年から 3 年に短縮
- ② 政府の権益取得を 35% とし採掘ライセンス (最長 25 年) の更新毎に 5% 引き上げ
- ③ 政府がライセンスを競売に掛ける際、競売への参加費としてプロジェクト価値の 1% に相当する額を鉱山会社が支払うこと

2014 年 3 月、Ponyo 首相は、鉱業税を引き上げ、国家歳入における鉱業税収入の割合をその時点の 14.5% から 2016 年までに 25% に増大する意向であることを明らかにした。Ponyo 首相は「天然資

源の採掘は、2030年までに新興市場国に成長するという我々の目標にとって重要である。」とコメントした。

2014年4月、議会で審議中の鉱業法改正案に関し、ロイヤルティ引上げ等が盛り込まれていることが報道された。銅・コバルトは3.5%（現行2%）、金その他貴金属は3.5%（現行2.5%）へ引上げられ、生産移行時の政府の権益取得は現行の5%から10%へ拡大される他、利益税（profit tax）の税率引上げ（現行30%→35%）や、税率50%の超過利潤税（windfall-profit tax）導入も盛り込まれる内容。これに対して、現地の鉱業協会や外資系鉱山会社は反発した。2015年に同改正案が承認されたが、業界からの反発や金属価格の低迷等を受け、2016年2月に改正は見送られた。

(3) 鉱石、精鉱の輸出禁止措置

2007年3月～2009年2月、銅、コバルト鉱山地帯である同国南部のKatanga州政府は、銅、コバルト鉱石の輸出禁止措置を導入した（2007年後半までは一時中断）。これにより、DRコンゴからの鉱石をザンビアで処理しているMetorex社（南ア）、FQM社（加）等の鉱山の生産に影響を及ぼした。

2010年4月、Kabwelulu 鉱業大臣はKatanga州政府に対し、州内の銅精鉱やコバルト精鉱の付加価値化を促進するだけでなく、雇用と歳入を増加させ、各鉱山会社が州内に冶金プラントを含めた製錬施設を設置することになるよう、精鉱の輸出禁止を指示した。

2011年3月、大統領による鉱物の輸送停止措置を解除した。鉱業大臣によると、「禁輸令によって、鉱物の生産経路を明確にするためにも、公務員が当地に駐屯し、密輸を行う民兵に対する警備に成功した」と発言した。

2013年4月、DRコンゴ政府は、Kabwelulu 鉱山大臣及びPatrice Kitebi Kibol Mvul 財務大臣による指示文書により、鉱物資源の同国内での高付加価値化を促進することを目的として、同国からの銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出禁止を発表した。なお、鉱山会社が現在の在庫を処分できるよう、輸出禁止の施行まで90日間の猶予期間が与えられた。

これに対してKatanga州知事が反発し、精鉱輸出を継続するなど現場の混乱を招いた。同年5月、Kabwelulu 鉱山大臣は、鉱山会社が対応する時間を与えるため、当該輸出禁止措置の完全施行を7月又は8月とする意向を示した。

同年7月、DRコンゴ政府は、銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出は既に禁止されているものの、全ての鉱山会社が禁止措置に応じるための猶予期間を同年12月31日まで延期したと明らかにした。

同年7月、精鉱輸出禁止措置との関係は不明であるが、DRコンゴ政府はコバルト精鉱に係る輸出税について、t当たり60US\$から120US\$に引き上げる可能性を検討している模様と報道された。同月、同政府はコバルト精鉱に係る輸出税を60US\$/tから100US\$/tに引き上げた。

2014年1月、DRコンゴ政府は銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出禁止措置を再度延期し、新たな発効日を2015年1月1日とした。Kabwelulu 鉱業大臣は「銅精鉱及びコバルト精鉱の輸出は禁止されているが、全ての鉱山操業者に2014年12月31日までの猶予期間が与えられている」と発言した。

その後も延期が繰り返され、2016年12月31日までの延期が継続されている。

(4) 紛争鉱物関連

2010年7月に成立した米Dodd-Frank法に対しては、DRコンゴ政府は、同法が中央アフリカ諸国に対する事実上の禁輸措置とならないよう、国連やOECDが定めたデューデリジェンスのガイダンスに準拠するべきであるとのレターを、Kabwelulu 鉱山大臣の名義で米国証券取引委員会宛てに送付した。

他方で国内的には、2010年9月、大統領は、反政府武装組織や民兵による生産元が不明な「紛争鉱物（Conflict Minerals）」の密輸を阻止するために、同国北東部（Kivu州北部及び南部、Maniema州）からの金、錫、コルタン（タンタル鉱石）等の鉱物の輸送を一時停止するよう命じた。また、国内で操業する全ての鉱山会社及び貿易会社が鉱物資源のサプライチェーンに関して、OECDの規定に基づいたデューデリジェンス手続を実施することを法律で義務付けた。

2012年2月のMining Indaba 2012において、Kabwelulu 鉱業大臣は「国内の一部地域(東部)における紛争が鉱業に悪影響を与えていること、同国政府としては鉱物資源の生産を不安定にする武装集団の存在に憤慨していること、米国証券取引委員会の規制及びICGLRによるイニシアティブは、DR コンゴでより安全なサプライチェーンの構築を支援するものであること」との見解を述べ、「紛争鉱物の取引に関する問題に関して、DR コンゴ政府は透明性を持って、国際社会の基準を満たすよう努めていきたい」旨を宣言した。

2012年5月、DR コンゴ政府は、産地が不明確な鉱物を購入し、紛争鉱物に関する同国の法律に違反した可能性があるとして、中国企業 TTT Mining 社(輸出の際の企業名は CMM)及び同 Huaying Trading 社の操業を停止するとした。

2012年9月、Kabwelulu 鉱山大臣は、DR コンゴのKivu 地方の反政府グループがルワンダ経由で紛争鉱物を非紛争鉱物と偽って輸出している状況(国連の専門家グループが2012年1月に発表した報告書に記載)に終止符を打つため、ルワンダ産の鉱物資源の通商停止を求める2012年8月29日付の手紙を米国証券取引委員会の Mary Shapiro 委員長に提出した。

2013年7月、DR コンゴは同国東部の武装勢力が錫、タングステン、コルタン(タンタル鉱石)及び金の取引から利益を得ることを止めるため新たな鉱物承認プログラムを開始した、と報道された。

これら各種の取組みの効果として、2014年4月、国際的な電子機器メーカーを中心としたメンバーからなる Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) が構築した Conflict-Free Sourcing Initiative (CFSI) の認可を受けた製錬所の15%が、DR コンゴといった紛争鉱物の原産国とされる国からトレーサビリティのあるコンフリクト・フリー(紛争と無関係)な原材料を調達していると報道された。

また同年7月、反ジェノサイド活動団体である米 Enough Project は、DR コンゴにおける大部分の鉱山が武装勢力の管理下から外れ、鉱山収益が武装勢力の資金源となっていた時代は終焉に向かっていると報告した。米 Enough Project の報告書によると、米 Dodd-Frank 法施行以前の2010年の国連の報告において武装勢力の管理下にあるとされていた同国東部の錫、タンタル及びタングステンの鉱山のうち67%が武装勢力及び同国軍部の関与が解消されたとした。

なお、欧州においてもかねてより独自の規則案が検討され、2016年6月、欧州3機関(欧州委員会、欧州議会、欧州理事会)は、紛争鉱物規則策定に関して大筋合意に達した。錫、タングステン、タンタル、金について、紛争地域及び高リスク地域から調達する輸入業者及び製錬・精錬業者に対し、OECD 紛争鉱物ガイドラインで定められたデューデリジェンスを義務付けるなどの内容。EU 理事会での承認を経た後、2021年1月より適用開始予定。

(5) 採取産業透明性イニシアティブ (EITI) 関連

採取産業透明性イニシアティブ (EITI: Extractive Industries Transparency Initiative) は石油・ガス・鉱物資源等の採掘産業から資源産出国政府への資金の流れに関する透明性を向上するための国際的な取り組みである。

2013年4月、DR コンゴは2010年のEITI 報告書が要件を満たさなかったとして、「候補国」(Candidate Country) としての資格を停止された。EITI の発表によると、DR コンゴ政府はその後、報告書での不備に対処した。そして2014年7月2日、DR コンゴはEITI 認定要件を満たしたとして「遵守国」(Compliant Country) に認定された。これにより遵守国は29か国、候補国は16か国となった。

2014年12月9日、DR コンゴは、2014年12月31日までに2012年度の報告書を提出できない場合、EITI から遵守国(Compliant Country) としての認定を取り消されるおそれがある、と報道された。2012年の生産量及び税金及びロイヤルティ支払額に関して、同国内の25社が未だ未提出であり、その中には2012年度の会計監査を実施していない企業又は納税額を証明できない企業も存在している。

その他透明性に関連する動きとして、2012年5月、国営鉱山公社 Gecamines が2011年行った鉱山権益の売却取引の一部に未公表のものがあり、これは IMF が定める開示義務に抵触するおそれがあると報道された。これ以前にも未公表取引が4件あったため IMF は160百万US\$の融資供与を見合わせてきたが、今回の未公表取引を受け、同年12月、IMF は532百万US\$の資金支援を見合わせることにした。

2014年7月26日、カビラ大統領は Gecamines の Ahmed Kalej Nkand CEO(当時)を「統治面での重大な過失 (gross negligence)」を理由に解雇した。重大な過失の詳細は明らかにされていないが、Gecamines の経営陣は鉱業契約や会社経営に関する透明性の面で政府から警告を受けてきた経緯がある。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 3-1. 金属鉱石生産量

鉱種	2014年(千t)	2015年(千t)	2016年(千t)	対前年増減比 (%)	世界シェア (%)	ランク
銅	995.6	1,039.0	1,023.7	-1.5	4.9	5
錫	4.1	4.4	4.1	-5.9	1.2	9

(出典: World Metal Statistics Yearbook 2017)

(2) 主要金属地金生産量

表 3-2. 金属地金生産量

鉱種	2014年(千t)	2015年(千t)	2016年(千t)	対前年増減比 (%)	世界シェア (%)	ランク
コバルト	3.3	3.3	0.4	-87.9	0.4	13
銅	742.0	792.8	979.4	23.5	4.2	5

(出典: World Metal Statistics Yearbook 2017)

(3) 主要金属消費量

データなし。

(4) 主要金属輸出力

表 3-3. 主要金属輸出力

鉱種	2014年(千t)	2015年(千t)	2016年(千t)	対前年増減比 (%)	主な輸出相手国
銅					
鉱石	319.3	313.7	7.8	-97.5	インド、カナダ、中国
地金	484.2	483.2	487.1	0.8	中国、サウジアラビア、韓国
マット	3.4	4.5	1.2	-74.2	中国
錫					
鉱石	4.7	2.7	4.9	82.6	マレーシア

(出典: International Trade Centre)

(5) 主要金属輸入量

表 3-4. 主要金属輸入量

鉱種	2014年(千t)	2015年(千t)	2016年(千t)	対前年増減比 (%)	主な輸入相手国
鉄					
鉱石	0.6	0.4	0.1	-74.0	南ア
マンガン					

フェロマンガ	0.2	0.3	0.4	37.5	南ア、ベルギー、インド
クロム					
フェロクロム	0.4	0.1	0.8	578.4	南ア

(出典 : International Trade Centre)

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 生産鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業(権益 : %)	鉱種	生産量 (千 t)	備考
Big Hill Tailings	OM Group Inc. (55), George Forrest International (25), Gecamines SARL (20)	コバルト 銅 亜鉛	5.5 3.5 -	生産能力
Boss	Eurasian Resources Group B.V (70), Gecamines SARL (30)	コバルト 銅 ウラン	40 30 -	生産能力
Comide	Eurasian Resources Group B.V. (100)	銅 コバルト	29 -	生産能力
Congo Mines and Infrastructure Construction	China Railway Engineering Corp (33), Sino Hydro Corp (30), Congo National Mining Co (20), Gilbert Kalamba Banika (12), Zhejiang Huayou Cobalt Nickel (5)	銅 コバルト	25 1.9	生産能力
Etoile	Shalina Resources Ltd. (95), DR コンゴ政府 (5)	銅 コバルト	11.5 3	生産能力
Frontier	Eurasian Resources Group B.V. (95), DR コンゴ政府 (5)	銅 コバルト	85 -	生産能力
Huachin	CN Nonferrous Mining Corp. Ltd. (62.5), Huachin SPRL (37.5)	銅 コバルト	- -	
Kabolela	Gecamines SARL (50), Eurasian Resources Group B.V. (50)	銅 コバルト パラジウム 金	- - - -	
Kamoto	Katanga Mining (75), DR コンゴ政府 (25)	銅 コバルト	113.6 2.9	2015 年生産量
Kamoya	Wanboa Mining (100)	銅 コバルト	- -	
Kinsevere	MMG Ltd. (100)	銅 コバルト	80.6	2016 年生産量
Kipoi	Tiger Resources Ltd. (95), Gecamines SARL (5)	銅 コバルト	23.1	2016 年生産量
Lonshi	Eurasian Resources Group B.V (70), Gecamines SARL (30)	銅	10	生産能力
Mabende	CN Nonferrous Mining Corp (67.75), China Hainan Sino-Africa (30), ZCCM Investments Holdings Plc (2.25)	銅	24.1	2016 年生産量
Mutanda	Glencore Plc (100)	銅 コバルト	213.3 24.5	2017 年 2 月、Glencore は Fleurette Properties から残りの権益 31%を売却し、権益 100%となった。
Ruashi-Etoile	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd. (75), Gecamines SARL (25)	銅 コバルト	583 78	2016 年生産量
Somika	Somika SPRL (100)	銅 コバルト	- -	

世界の鉱業の趨勢 2017

Tenke Fungurume	China Molybdenum Co. Ltd. (56), BHR Newwood Invt Mgmt Ltd. (24), Gecamines SARL (20)	銅 コバルト	219.0 18.0	2016年生産量
-----------------	--	-----------	---------------	----------

(各社 HP、アニュアルレポート等)

表 4-2. 製錬所一覧

製錬所名	権益所有企業(権益：%)	鉱種	生産量 (千 t)	備考
Gecamines 製錬所	Gecamines SARL (100)	銅 コバルト 亜鉛	- - -	
Lubumbashi 製錬所	Gecamines SARL (100)	銅 コバルト	- -	
Luita 製錬所	Eurasian Resources Group B.V. (100)	銅	-	
Mutanda Sx-Ew	Glencore Plc (100)	銅 コバルト	-	

(各社 HP、アニュアルレポート)

5. 探鉱状況
表 5-1. 探鉱プロジェクト一覧

プロジェクト名	権益所有企業(権益：%)	鉱種
Bisie	Alphamin Resources Corp (80.75), Industrial Development Corp (14.25), DR コンゴ政府 (5)	錫、銅、亜鉛、鉛、銀
Buckell	Tantalex Resources Corp (70), Democratic Repub of the Congo (27), Local Interest (3)	リチウム、錫、タンタル
Chekina and Kabashia	Elenilto Mining (100)	銅
Dezita	Eurasian Resources Group B.V. (100)	銅、コバルト
Deziwa&Ecaille C	Gecamines SARL (100)	銅、コバルト
Kakanda	BeWhere Holdings (100)	銅、コバルト
Kalongwe	Nzuri Copper Ltd. (85), Gicc SPRL (10), DR コンゴ政府 (5)	銅、コバルト
Kalukundi	Eurasian Resources Group B.V. (75), Gecamines SARL (25)	銅、コバルト
Kalumines	Gecamines SARL (100)	銅、コバルト
Kamoa-Kakula	Ivanhoe Mines Ltd. (39.6), Zijin Mining Group Co. Ltd. (39.6), DR コ ンゴ政府 (20)	銅、コバルト
Kanzi	Allamanda Trading SPRL (51), Minbos Resources Ltd. (49)	リン
Kapulo	Mawson West (90), Local Interest (10)	銅、銀
Kasala	El Nino Ventures (70), GCP Group (30)	銅
Kipushi	Ivanhoe Mines Ltd. (62), Gecamines SARL (32)	亜鉛、コバルト、銅、 鉛
Kipushi Cobalt-Copper Tailings	Cape Lambert Resources Ltd. (42.5), Paragon Mining SARL (42.5), Gecamines SARL (15)	銅、コバルト、亜鉛
Kisangani	Congo Premier (100)	錫
Kolwezi	Zijin Mining Group Co. Ltd. (72), Gecamines SARL (28)	銅、コバルト

Lubembe	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd. (100)	銅
Luisha South	African Metals Corp (90), TSM Entreprise S.A.R.L. (10)	銅、コバルト
Luiswishi	Zhejiang Huayou Cobalt Co. Ltd. (100)	銅、コバルト
Lufukwe	Mawson West (90), DR コンゴ政府 (10)	銅、銀
Lupoto	Tiger Resources (100)	銅、コバルト、銀
Maniema	Vector Resources Ltd. (70), WB Kasai Invts Congo SARL (30)	金、錫
Manono Extension	AVZ Minerals Ltd. (100)	リチウム、錫、タンタル
Mufunta	Shalina Resources Ltd. (100)	銅
Musoshi	Jinchuan Grp Intl Rsrc Co. Ltd. (75), Gecamines SARL (25)	銅
Pumpi	Managem S.A. (85.5), Costamin (14.5)	銅、コバルト
SEMHKAT	Zhejiang Hailiang Co. Ltd. (62), Asa Resource Group Plc (38)	銅、コバルト、亜鉛
Shituru	Shanghai Pengxin Mineral (75), Gecamines SARL (25)	銅、コバルト

(各社 HP、アニュアルレポート、ICSG 資料を基に JOGMEC 作成)

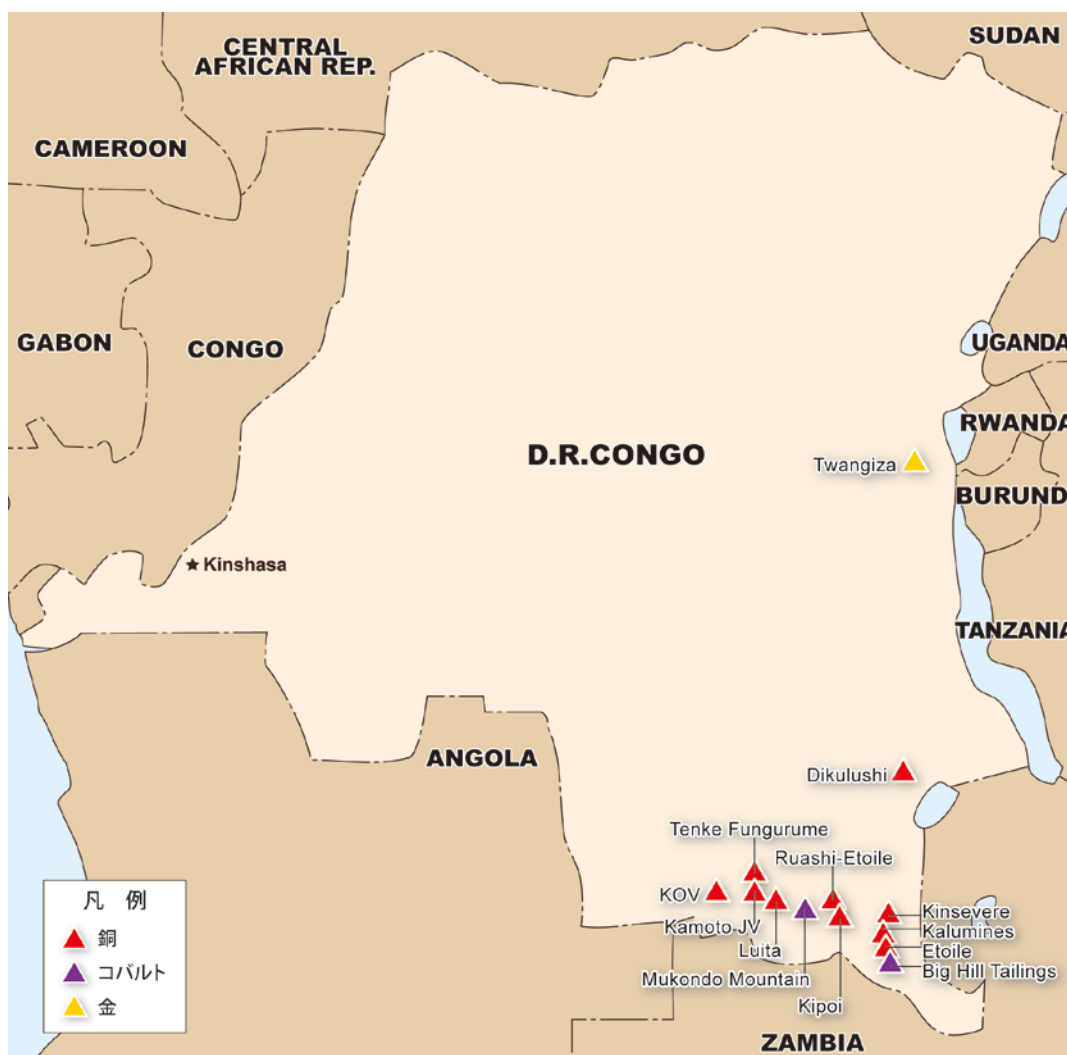


図 5-1. 主要生産鉱山位置図

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

表 6-1. 日本への精鉱及び地金輸出力

鉱種	2014年(千t)	2015年(千t)	2016年(千t)	対前年増減比(%)
銅				
地金	24.5	50.7	854.2	1,584.3

(出典：財務省貿易統計)

(2) 日本企業による投資状況等

特になし

7. その他トピックス

- ・ 2016年5月、Freeport McMoran社は、Tenke Fungrurume 銅・コバルト鉱山に対する同社の全保有権益56%を中国・China Molybdenum者に売却することで合意。2017年4月、売却が完了。
- ・ 2017年2月、Glencore社は、Mutanda 銅・コバルト鉱山の権益31%及びKatanga 鉱山の権益10.25%をFleurette Group社から買収したと発表。これにより、Glencore社は各々100%, 86.33%の権益を有することとなる。

(2017.10.1 ロンドン事務所 粕谷直樹)